

※「居宅介護支援事業所って何？」

ご利用者様やご家族様の依頼に応じて、どのような介護サービスが必要かを相談し、一緒になって介護サービス計画を作成する身近な相談機関です。また、各サービスを提供するサービス事業者や介護保険施設との連絡調整、区役所への認定申請の代行、各市町村から委託を受けた要介護認定等のための訪問調査なども行います。

※「介護サービス計画（ケアプラン）って何？」

どのような介護サービスが必要で、どのサービスを利用するのかなど、おおむね1ヶ月単位の介護サービスの具体的な計画です。

※ご利用者様やご家族様の依頼に応じて一緒に計画をします。

介護保険から介護サービスを受けるまでの流れ

- ① 各役所に要介護認定の申請を行います
お住まいの区役所介護福祉課で申請を行います。
- ② 訪問調査
調査員がご家庭を訪問し心身の状況を調査します。
- ③ 主治医が意見書を記入
医師が病状に関しての意見を記入します。
- ④ 審査・判定
全国共通の基準により判定を行います。
- ⑤ 要介護認定
申請があった日から原則30日以内に通知します。
- ⑥ 介護サービス計画の作成
居宅介護支援事業所に介護サービス作成を依頼する。

相談・ケアプラン作成は無料です。
お気軽にお電話ください。

営むことが出来るようお手伝い致します。

可能な限り自分らしい生活を

お問い合わせ

介護相談室ウエルネスきっこ（居宅介護支援事業所）

〒463-0808

名古屋市守山区花咲台二丁目101番地の1

TEL 052-739-3022 FAX 052-739-3033

介護老人保健施設 ウエルネスきっこ

TEL 052-739-1200 FAX 052-739-2011

居宅介護支援事業所

介護相談室

ウエルネスきっこ



Geriatric Health Services Facility

医療法人 善樹会

～居宅介護支援の利用申し込みから
サービス提供までの主な流れ～

(1) ご利用者様（ご家族様）から居宅介護支援サービスの利用申し込み。



(2) ご利用者様のご自宅を訪問し、ご利用者様の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、解決すべき課題を把握・分析します。



(3) ご利用者様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。



(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、ご利用者様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。

また、介護サービスを利用された際に、ご利用者様のご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解をいただきます。



(5) 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。



(6) 介護サービス提供後も、継続的にご利用者様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票（居宅サービス計画）」の変更を行います。

介護保険制度の主な在宅サービスの種類

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員が家庭を訪問し、身体介護、生活援助を行う。

身体介護サービ

生活介護 食事介助、入浴介助、外出介助など

身の回り介護 排泄介助、整容介助、更衣介助など

動作介護 体位変換、移動介助、移乗介助など

生活援助サービ

清掃、洗濯、調理、買物、衣服の整理、薬の受け取りなど

②訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し入浴介助を行う。

③訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話をを行う。

床ずれの処置やカテーテルの管理などの診療の補助など

病状の観察・管理 清拭などの介助 リハビリテーショ

④訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問し、行います。

理学療法 マッサージ、運動などによる機能回復

作業療法 手先の訓練、作業補助具の利用などによる機能回復

⑤居宅療養管理指導

医師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。

医師による基礎的な医学的指導

歯科医師による口腔管理

薬剤師による薬剤管理指導

など

⑥福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉機器や用具を貸与する。

車椅子 車椅子付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品

移動用リフ 手すり 体位変換器 スロープ

歩行器 歩行補助杖 痴呆老人徘徊感知機器

⑦福祉用具購入費の支給

入浴や排泄用の福祉用具を購入した場合、費用の一部を後から支給する。

腰掛便座（ホ-ダブルル含む） 移動用リフト釣具の部分

特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽

⑧住宅改修費の支給

介護のための小規模な住宅改修をしたとき、費用の一部を後から支給する。（利用限度額 20万円）

手すり取り付け 床段差の解消 引き戸への取替え
など

⑨通所サービス

通所介護（デイサービス）

入浴や食事の提供など日常生活のお世話や機能訓練を行う。介護者の身体的・精神的な負担軽減などが目的。

通所リハビリテーション（デイケア）

リハビリを通じて心身機能の維持回復に重点が置かれている。理

⑩短期入所サービス

短期入所生活介護

施設で受ける短期間の介護で日常生活行為の介助、機能訓練・レクリエーションなどを行う。

短期入所療養介護

施設で受ける短期間の介護で医学的管理に基づいた日常生活行為